

令和3年度 屋久島世界遺産地域連絡会議(第2回)・
世界遺産地域管理計画改定作業部会(第3回)
合同会議 議事要旨

日時：令和4年2月24日(木) 13:30～16:00

場所：WEB 会議

●議事(1)令和3年度の事業実績

資料1-1 令和3年度の事業実績報告(行政機関)

資料1-2 令和3年度の事業実績報告(関係機関)

- ・ 質疑なし

●議事(2)令和4年度の主な事業計画

資料2-1 令和4年度の主な事業計画(行政機関)

資料2-2 令和4年度の主な事業計画(関係機関)

- ・ 質疑なし

●議事(3)関連する協議会・検討会等の情報共有

① 屋久島山岳部利用のあり方検討会

資料3-1 屋久島山岳部利用のあり方検討会(環境省)

② 屋久島山岳部保全利用協議会

資料3-2 屋久島山岳部保全利用協議会(屋久島町)

③ 屋久島町エコツーリズム推進協議会

資料3-3 屋久島町エコツーリズム推進協議会(屋久島町)

- ・ 山岳部の利用のあり方検討会での議論でトイレをこれからどうしていくのかということがあるが、今日の報告では、事業実績として新高塚小屋のトイレについての調査を行い、それに基づいて事業を行うということであった。当該トイレの調査結果について教えてほしい。また、来年度以降大株歩道入口トイレが存続できるか調査するためどのくらいの予算や作業が必要か調査するということがあったが、その予算はつかなかったのか。また、来年度以降の見通しはどうか。(土屋アドバイザー)
- 環境省では今年度、新高塚小屋の TSS トイレの不具合について調査を行った。物理的な詰まりは別として土壌処理槽での不具合が何に起因するか調べた結果、配管内に水の浸入があり、土壌処理槽が本来の機能を 100%発揮できない状況がわかったため、来年度以降は予算次第だが、水の浸入箇所の把握など 100%に近い形で機能が発揮できるような形での修繕を予定している。(丸之内企画官)
- 大株歩道入口トイレについては、水洗機能を維持するためにはトロッコ軌道を使ったし尿搬出が唯一の方法であるため、1月中旬に関係機関等でトロッコ軌道の現地調査を行う予定であったが、コロナ禍により延期になった。今後、現地調査により関係機関で共通の認識を持ったうえで詳細な調査を専門業者に委託する等対応したいと考えている。(駒壽観光地づくり係長)

- ・ 荒川登山バスは本数、人数ともに減っているが貸し切りバスは増えていてトータルではプラスになっているようだがどうか。(河邊課長)
- 貸し切りバスについては団体教育旅行等が増えたといった要因で若干増えているが、荒川登山バスと貸し切りバスを比較するとそれほど差異はない。(日高(雅)統括係長)

●議事(4) 管理計画の改定について

資料4-1 世界遺産地域管理計画改定作業のフロー

資料4-2 管理計画改定に関する検討状況

資料4-3 屋久島世界遺産地域管理計画の構成と改訂の主な方向性

資料4-4 屋久島世界遺産地域管理計画の改定案(たたき台)

資料4-5 屋久島憲章

資料4-6 世界遺産地域管理計画に基づく具体的取組について

- ・ 3点提案したい。1つ目に、管理計画の中に「環境文化」を入れるという説明があったが、可能であれば同様に「環境文化村構想」も計画に入れていただきたい。2点目に、4の(3)のエに「環境文化」について記載することになっているが、「環境文化」の考え方についてはもう少し広い意味での書きぶりがあるといいのではないか。3点目は、世界遺産に関わる情報発信の拠点としての屋久島の世界遺産センターや屋久杉自然館、県の文化村センター・研修センターの位置付けや役割を計画の中で示すことはいかがか。(宮澤自然保護課長)
- 参考にさせていただく。(松永国立公園課長)
- 今回(の改定で)は全体として人の生活エリアも管理計画の中に含まれるとすれば、環境文化村構想等の基本的な理念はうたっていくべき。(日高(豊)副町長)
- ・ 公認ガイドの役割と責務についてもしっかり別の機会に検討していただきたい。西部地域の利用方針のところ屋久島一周道路の整備のあり方ということが記載されており、「防災対策の観点から自然環境や景観に配慮した災害復旧などに努めることとする。」という記載があるが、具体的に整備にあたって考える事項などはあるか。(中馬ガイド部会長)
- 西部地域については現状維持ということを重視しながら、大きな災害等が生じた場合には世界遺産地域の自然環境保全ということを踏まえて関係機関と調整していくことが重要と考えている。(丸之内企画官)
- 西部地域については、今回の管理計画改定にあたってはもう一度きちんと共通の認識を持った上で書いて策定していったほうがいいのではないか。公認ガイドの件については、核心部分への入山は公認ガイドの帯同を条件とすることやそれらによる地域経済へ効果等についても一度議論した上で書き込んでいただきたい。(日高(豊)副町長)
- ・ 管理の方策について、動物ではサル・シカのモニタリング調査を行っているが、屋久島に相当数生息しているタヌキについては記述しないでもいいのか。また、将来的に白谷雲水峡についてのマイカー規制は考えられないか。(榎議員)
- タヌキについては外来種対策としてすでに盛り込まれている。白谷雲水峡の入口に関しては駐車場もかなり整備され、2車線化も進んでいるので、交通の支障はそれほどないと思っている。(松永国立

公園課長)

- ・ 管理者不在の歩道の取扱いなど、ビジョンの中では解決できなかった課題も計画の中に書き込んでいく必要がある。(河邊計画課長)

●議事(5) その他

資料5 くくり罠による小林式誘引捕獲法について(情報共有)

- ・ 質疑なし

以上

屋久島世界遺産地域連絡会議会則（修正案）

制 定：平成 7 年 9 月 2 8 日

最終改正：令和 5 年 5 月 1 8 日

（名称）

第 1 条 この会議は、屋久島世界遺産地域連絡会議（以下「会議」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 会議は、世界遺産一覧表に登録された屋久島の適正な保全管理の推進を図るため、関係機関相互の連絡調整を行うことを目的とする。

（構成）

第 3 条 会議は別紙に掲げる機関・団体を以て構成する。

なお、必要に応じて、その他の関係機関・団体等を会議に出席させ、意見を求めることができる。

（協議事項）

第 4 条 会議は、第 2 条の目的を達成するため、次の事項を協議・調整する。

- （1） 関係機関の保全管理施策の実施に係る必要な協力の推進等所要の事項。
- （2） 管理計画に関する事項。
- （3） その他、保全管理の円滑な実施の推進に係る内容で会議において必要と認められた事項。

（幹事）

第 5 条 会議に幹事をおく。

- （1） 幹事は、次の者をあてる。

九州地方環境事務所	国立公園課長
九州森林管理局計画保全部	計画課長
鹿児島県環境林務部	自然保護課長
観光・文化スポーツ部	PR 観光課長
教育庁	文化財課長
熊毛支庁屋久島事務所	総務企画課長
屋久島町	観光まちづくり課長

- （2） 幹事は、会議の運営を円滑に進めるため、必要に応じ幹事会を開催するほか、関係機関・団体等の連絡調整にあたる。
- （3） 幹事会の開催に当たっては、第 3 条なお書きの規定を準用することができるものとする。

（事務局）

第 6 条 事務局は、九州地方環境事務所、九州森林管理局の持ち回りとする。

（会議の開催・運営）

第 7 条 会議は、幹事が協議し、必要に応じて開催する。また、必要に応じて部会を設置することができる。

第 8 条 この会則に定めるほか、会議の運営に関し必要な事項は幹事が協議して定める。

（付則）

この会則は、平成 7 年 9 月 2 8 日から施行する。

この会則は、平成 8 年 7 月 2 5 日から施行する。

この会則は、平成 1 1 年 8 月 3 1 日から施行する。

この会則は、平成 12 年 10 月 5 日から施行する。

この会則は、平成 13 年 4 月 24 日から施行する。

この会則は、平成 14 年 10 月 23 日から施行する。

この会則は、平成 17 年 10 月 13 日から施行する。

この会則は、平成 20 年 10 月 15 日から施行する。

この会則は、平成 21 年 11 月 10 日から施行する。

この会則は、平成 22 年 11 月 25 日から施行する。

この会則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この会則は、平成 27 年 4 月 10 日から施行する。

この会則は、令和 元年 11 月 27 日から施行する。

この会則は、令和 3 年 4 月 28 日から施行する。

この会則は、令和 5 年 5 月 18 日から施行する。

別紙

屋久島世界遺産地域連絡会議 構成機関・団体一覧

管理機関

九州地方環境事務所
九州森林管理局
鹿児島県
鹿児島県教育委員会
屋久島町

地元関係機関・団体

公益財団法人屋久島環境文化財団
屋久島レクリエーションの森保護管理協議会
屋久島町議会
屋久島観光協会
屋久島観光協会ガイド部会

オブザーバー

屋久島世界遺産地域科学委員会委員長